（2021年4月17日より ）

出席停止の基準　今後変更になる可能性もあります。

			事案		出席停止の期間		備考
					開始日	終了日	
（１）	本人	①	**感染が判明した**		感染判明日 もしくは最終登校日	専門医等が登校を許可した日	
		②	**濃厚接触者と特定された**		濃厚接触者と特定された日 （同居家族が感染した場合は、その感染判明日から）	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日経過（保健所に指示された期間）	期間中に感染が判明した場合は（１）ー①へ
（２）	同居家族		**濃厚接触者と特定された**		濃厚接触者と特定された日	当該家族の陰性が判明するまで	当該家族に感染が判明した場合は（１）ー②へ 陰性であっても症状があれば（４）へ
（３）	本人	①	本人に発熱など風邪の症状がある	発熱など風邪の症状がある	症状が出た日	解熱剤等を服用せずに快癒すれば、その翌々日	症状が続けば新型コロナ受診相談センターへ要相談 （３）ー②もしくは③へ
		②		症状が続いて相談センターへ相談した		検査を受けずに様子見となり、解熱剤等を服用せずに快癒すれば、その翌々日	
		③		検査を受けて陰性		保健所等の指示する期間	
（４）	同居家族		同居家族に発熱など風邪の症状がある		同居家族に発熱など風邪の症状がある期間		
（５）	本人もしくは同居家族		濃厚接触者とは特定されていないが検査対象となった		検査対象となった日	受検者の陰性が判明するまで	陰性であっても発熱など風邪の症状がある場合は（３）もしくは（４）へ

（３）①②あるいは（４）の「発熱など風邪の症状がある」は比較的軽い症状を想定しての基準です。「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合は新型コロナ受診相談センターへすぐに相談してください。基礎疾患があるなど重症化リスクの高い生徒は軽い症状でも早めに相談してください。

基礎疾患があるなど重症化リスクの高い生徒は、登校について主治医等と十分に相談してください。登校すべきでないと判断された場合、その期間は出席停止となります。

追記事項（2021.04.17）

（２）「同居家族が濃厚接触者と特定された」場合

保健所から出席停止の指示がない場合も、当該家族の陰性が判明するまで出席停止とします。

（５）「本人もしくは同居家族が濃厚接触者とは特定されていないが検査対象となった」場合

濃厚接触者と特定されなくても保健所からの指示で検査対象となった場合は、受検者の陰性が判明するまでは出席停止とします。
陰性が判明しても、発熱など風邪症状がある場合は出席停止解除にはなりません。

（３）「本人に発熱など風邪の症状がある」場合についての追記事項　（2020.06.15）

アレルギー性の鼻炎や頭痛持ちであるなど、元々の体質や治療中の病気による症状とはっきりしている場合

→　症状が重くない場合は登校しても構いません。
　　ただし「いつもより症状が重い」「発熱がある」など、少しでも風邪の疑いがある場合は登校しないでください。
　　また、登校しても症状の悪化や発熱がある場合は早退させます。

体温が平熱よりほんの少し高いだけで何の症状もない、あるいは元々体温変動が大きく普段から一時的な微熱が出やすいなどで、受診せずに自宅で様子を見ている場合

→　その日は休んでください。（出席停止）
　　解熱剤や風邪薬を服用せず当日のうちに解熱した場合、翌日は登校前に検温と体調チェックを確実に行った上で登校しても構いません。
　　就寝前まで微熱が続いていた場合は、翌朝解熱していても休んで経過を見てください。

ただし次の場合は従来の基準通り「解熱剤等を服用せずに快癒した翌々日まで」出席停止とします。

・微熱が2日以上続いている。
・微熱だけでなく何らかの症状があるなど、本人や保護者が「いつもの体調と違う」と感じる。
・市販の解熱剤や風邪薬等を服薬している。

※このような場合は早めにかかりつけ医に相談されることをお勧めします。

風邪の症状で受診し、症状が治まった後も一定の期間服薬するよう医師に指示された場合

→　登校については担当医の指示に従ってください。特に指示がなかった場合は発熱や症状が無くなって翌々日まで出席停止とします。